

令和 7 年 第 8 回教育委員会 議事録

佐呂間町教育委員会

行番号	発言者	発言内容
0	開始	開始14：00
1	鈴木教育長	<p>令和7年度第8回教育委員会を開催いたします。</p> <p>出席委員は私も含めて5名であります、地方教育行政の組織および運営に関する法律第14条第3項で定められている過半数に達しておりますので、本会議は成立といたします。</p> <p>初めに私の方から経過報告と合わせて1点挨拶をさせていただきます。教職員の不祥事に関わってです。</p> <p>9月19日、全道の市町村教育委員会教育長およびを全道立学校長を対象とした緊急不祥事防止対策会議が北海道教育委員会主催で行われました。</p> <p>この会議は、千歳市の中学校教諭が、性的姿態撮影等処罰法違反の疑いにより逮捕されたことによるものです。御存じのように名古屋市等の教員グループによる一連の事件で、逮捕された教員は5人目ということになります。この件に関わりましては、7月に学校施設の緊急点検を行うように学校に指示をしまして、全町立学校で、何もないという確認を終えているところでございます。</p> <p>改めて今回の逮捕事案を受けまして、教育委員会として、9月中の再点検を各学校に指示をしております。また各学校において、10月中旬までに教員を対象とした研修を行うこととしております。研修の一つに含まれているのが、次に申し上げることです。</p>
2	鈴木教育長	<p>道教育委員会では、私物の端末、スマートフォン等の取り扱いに関する通知というのを発出しております。</p> <p>この対応を参考に、佐呂間町でも今後、私物の端末スマートフォンの取り扱いについて通知を出す予定です。</p> <p>現段階での想定ですが、内容については、職員の私物端末、スマホ等を児童生徒が活動する場所に持ち込むこと、及び私物端末スマホを用いた児童生徒の撮影することを原則禁止することが中心となる予定でございます。</p> <p>一方で、教育活動に関わる学校からの発信、いわゆる学校だよりですが、こういったものに一部、児童生徒の写真が使われておりますが、こうした取り組みというのは、開かれた学校づくりを進めるに当たっては、必要不可欠なものというふうに考えております。こうした取り組みについて、躊躇するがないように、バランスのとれた対応が求められると考えているところです。</p>
3	鈴木教育長	<p>大切なことは2点、公用の端末利用と公的なデータの管理、あると考えています。</p> <p>公用の端末利用とは、学校に備え付けられている公用のデジタルカメラということになります。また、公的なデータの管理というのは、管理職がデータをどこに保存しているかを確認できるような状況ということになります。</p> <p>ですが、今のデジカメというのは大きいものが多く、先生方も使い勝手が難しいというところもございます。児童生徒の写真を撮るのに、大きなカメラを毎回各学年に準備するのかですかとか、そういった話になってしまいます。今後、教育委員会としては、例えば公用のスマホの導入を検討していくこと等も含めて、方法の一つとして、公用の端末について検討はしていくと考えているところです。</p>
4	鈴木教育長	<p>9月25日、オホーツク管内臨時学校長会議が開催されました。この会議は、オホーツク管内の特別支援学校の教諭が、9月22日に不同意わいせつの疑いで逮捕されたことと、オホーツク管内の小学校の教諭が9月23日に窃盗の疑いで逮捕されたことによるものです。この件については、2名のうち1名が採用2年目、もう1名が採用3年目の教諭ということです。オホーツク管内は経験の浅い教員が多いですが、こうした教員へのきめ細かな指導を行う必要があると考えております、佐呂間の町立学校にも経験の浅い先生いらっしゃいますので、悩み等にもいち早く気づけるような対応をしっかりしていかなければいけないと考えています。</p>

5 鈴木教育長	<p>なお、経験の浅さのみが問題であるとはもちろん捉えてはおりません。</p> <p>今回の度重なる不祥事事案を踏まえまして、各学校で同様の事案が起こらないような取り組みを今後求めていきたいと考えているところです。</p> <p>経過と挨拶については以上です。</p> <p>本日の会議は、議案5件、報告2件となっております。</p>
---------	---

6	鈴木教育長	議案第1号佐呂間町指導主事の設置に関する規則制定についておよび議案第2号佐呂間町教育相談推進に関する規程を廃止する訓令制定については、関連がございますので一括議題といたします。提案理由を管理課長から説明お願いします。
7	西村管理課長	<p>それでは、私の方から議案第1号及び議案第2号につきまして、関連がございますので一括してご説明させていただきます。</p> <p>議案3ページをご照覧願います。</p> <p>議案第1号 佐呂間町指導主事の設置に関する規則制定について</p> <p>佐呂間町指導主事の設置に関する規則を別紙のとおり制定するものとする。</p> <p>続きまして議案5ページをご照覧願います。</p> <p>議案第2号佐呂間町教育相談推進に関する規程を廃止する訓令制定について</p> <p>佐呂間町教育相談推進に関する規程を廃止する訓令を別紙のとおり制定するものとする。</p> <p>それでは、提案理由をご説明致します。</p> <p>4ページの規則案の朗読は省略させていただき、制定内容を説明いたしますので、まずは、4ページをご照覧願います。</p> <p>今回の規則の制定及び規程の廃止につきましては、現在、教育委員会では平成26年より教育相談員を雇用しているところでありますが、実質的には職務内容として、教育相談業務だけではなく指導主事として各小中学校の教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を行っていただいているところであります。</p>
8	西村管理課長	<p>これらのことから、その実態に合わせるため、現在の「佐呂間町教育相談推進に関する規定」を廃止し、新たに「佐呂間町指導主事の設置に関する規則」を制定するものであります。</p> <p>こちらの設置に関する規則では、第1条で趣旨として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第2項の規定により設置する指導主事に関し必要な事項を定めることとしており、第2条では、学校教育の充実及び児童生徒等の健全な育成を図るために、指導主事を置くこと。第3条では、指導主事の職務として、小中学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事すること。そして、指導主事は、教育相談員の職務を兼ねること。</p> <p>第4条では、雇用については、会計年度任用職員として、雇用の取扱いについては、町長が別に定める会計年度任用職員の任用等に関する規則等によること。</p>
9	西村管理課長	<p>第5条のその他では、この規則の定めのほか、必要な事項については、教育長が別に定めることとしており、こちらにつきましては、本日、ご決定いただけましたら、内規により、職務の詳細を定める予定であります。</p> <p>附則として、この規則は、令和8年4月1日から施行することが定められております。こちらの施行年月日が来年の4月1日からとなっておりますが、こちらは、雇用形態が会計年度任用職員となり、雇用期間が最長1年間となります。ですので、現在、改正してしまうと年度途中で雇用条件が変更になってしまうことから、4月1日としておりますが、ただ、来年度からの採用にあたり、その前に公募をし、募集をしなければならないため、現在のうちから改正をし、来年度4月1日からの募集内容と一致させるため、現在、改正を行うものであります。</p> <p>また、参考資料として、別紙 資料1で、今回、廃止いたします「佐呂間町教育相談推進に関する規定」をお配りしております。</p> <p>以上で議案第1号及び第2号の説明を終わります。</p> <p>よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
10	鈴木教育長	ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見等はございませんか。
11	内藤委員	佐呂間町指導主事を設置する代わりに、教育相談員を廃止という形になるのでしょうか。
12	西村管理課長	指導主事は、教育相談員の職務を兼ねることとなっておりますので、教育相談員を廃止するわけではございません。 指導主事の規則で、両方の役割を担う形になります。
13	内藤委員	つまり、それぞれを個別に配置するわけではないという認識でよろしかったでしょうか。 また、廃止するものには教育相談員の職務内容が詳細に記載してありますが、新しい案の中では職務内容について詳細な記載はないのでしょうか。
14	西村管理課長	個別に配置することないです。 詳しい職務内容については内規に記載となります。
15	内藤委員	わかりました。ありがとうございます。

佐呂間町教育委員会 議事録

16	鈴木教育長	他にご意見ご質問等ございますか。
17	委員全員	ありません。
18	鈴木教育長	では異議なしと認め、決定することといたします。 次に議案第3号 令和7年度要保護及び準要保護世帯の認定についてを議題といたします。 こちらは、地方教育行政の組織および運営に関する法律第14条第7項に基づきまして、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。
19	委員全員	はい。
20	鈴木教育長	ありがとうございます。 それでは提案理由を管理課参事から説明願います。
21		非公開
22	鈴木教育長	次に、議案第4号令和7年度全国学力学習状況調査の公表について、および報告事項1令和7年度全国学力学習状況調査結果については関連がございますので一括議題とさせていただきます。 こちらは地方教育行政の組織および運営に関する法律第14条第7項の規定に基づきまして、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。
23		非公開
24	鈴木教育長	次に、議案第5号令和7年度佐呂間町スポーツ表彰者の決定についてを議題といたします。 提案理由を社会教育課長から説明願います。

25	土本社会教育課長	<p>議案第5号について説明いたします。11ページをご覧願います。</p> <p>議案第5号 令和7年度佐呂間町スポーツ表彰者の決定について</p> <p>佐呂間町スポーツ表彰規則（平成4年教育委員会規則第4号）第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり決定するものとする。</p> <p>12ページをご覧願います。受賞候補者の氏名等を記載しております。</p> <p>「候補者氏名」「性別」「生年月日」「学年」「所属（学校名）」「大会名」「種目」「成績」「根拠条項」「受賞経歴」の順に朗読いたします。、</p>
26	土本社会教育課長	<p>議案第5号について説明いたします。11ページをご覧願います。</p> <p>議案第5号、令和7年度佐呂間町スポーツ表彰者の決定について</p> <p>佐呂間町スポーツ表彰規則（平成4年教育委員会規則第4号）第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり決定するものとする。</p> <p>12ページをご覧願います。受賞候補者の氏名等を記載しております。</p> <p>「候補者氏名」「性別」「生年月日」「学年」「所属（学校名）」「大会名」「種目」「成績」「根拠条項」「受賞経歴」の順に朗読いたします。、</p>
27	土本社会教育課長	<p>はじめに「スポーツ功労賞」候補者でございます。</p> <p>鈴木彪雅さん、男性、平成21年6月28日生まれ</p> <p>高校1年生、白樺学園高等学校、</p> <p>令和6年度全道中学校体育大会、第55回全道中学校スケート大会出場</p> <p>スピードスケート中学男子、1,500m、優勝</p> <p>スピードスケート中学男子、1,000m、準優勝</p> <p>第3条第2号、平成30年度から令和6年度まで、毎年功労賞を受賞されています。</p>
28	土本社会教育課長	<p>続きまして「スポーツ奨励賞」候補者でございます。</p> <p>佐呂間バレーボール少年団、</p> <p>スマセイバシリティカップ、</p> <p>日本バレーボール協会第45回全日本小学生バレーボール大会</p> <p>北北海道大会、オホーツク地区予選、女子の部優勝</p> <p>第45回イエスタ杯、</p> <p>北海道小学生バレーボール大会</p> <p>オホーツク地区予選大会、女子の部優勝</p> <p>第4条第1号、平成21年度、27年度、28年度に奨励賞を受賞されています。</p>

佐呂間町教育委員会 議事録

29	土本社会教育課長	それでは、提案理由について説明いたします。 令和7年度の佐呂間町スポーツ表彰候補者につきましては、先般、町内各学校、スポーツ協会、スポーツ少年団本部を通じ取りまとめを行いました。
30	土本社会教育課長	授賞の対象期間は、資料3「佐呂間町スポーツ表彰規則」第9条に規定のとおり、前年9月1日より本年8月31日までとしております。 団体等から提出された推薦調書につきましては「佐呂間町スポーツ表彰規則」及び資料4「佐呂間町スポーツ表彰規則施行規程」により審査し、 本年度の表彰候補者は、佐呂間中学校から推薦のありました鈴木彪雅さんが、施行規程第3条第2号の「全道各種スポーツ大会優勝の個人及び団体」に該当することから、スポーツ功労賞の候補者としております。
31	土本社会教育課長	次に、スポーツ少年団本部から推薦のありました佐呂間バレーボール少年団が、施行規程第4条第1号の「オホーツク管内各種スポーツ大会優勝の個人及び団体」に該当することから、スポーツ奨励賞の候補団体としております。
32	土本社会教育課長	以上で説明を終わります。 よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
33	鈴木教育長	ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見等はございませんか。
34	委員全員	ありません。
35	鈴木教育長	それでは、異議なしと認め、決定することといたします。 次に、報告事項2教育長の選任についてです。 管理課長から報告になります。
36	西村管理課長	それでは、議案14ページをご照覧願います。 報告事項2教育長の選任について 令和7年第3回町議会定例会において、次の者が佐呂間町教育長に選任されましたので報告します。 氏名、鈴木毅。教育長の選任につきましては、令和7年9月30日を以って、任期満了となることから、9月16日から開催されました第3回町議会定例会において、町長から教育長任命の同意について議会へ提案され、9月18日に同意が得られたことから、引き続き、鈴木教育長が選任されましたので報告するものであります。 以上で報告事項2の説明を終わります。
37	鈴木教育長	ただいまの報告に対しまして、ご質問ご意見等はございますか。
38	委員全員	ありません。
39	鈴木教育長	皆様、引き続きよろしくお願いします。 それでは以上で報告事項に終わります。 なお報告事項1については先ほど一括で審議しておりますので、取り扱っておりません。
40	鈴木教育長	最後にその他で管理課長からお願いします。
41	西村管理課長	管理課からその他で1点ございます。 前回の教育委員会の時にお知らせさせていただきましたとおり、市村委員が任期満了により10月13日をもって退任されることとなりました。そのことから、先に開催されました第3回町議会定例会において、町長から市村委員の後任といたしまして、佐呂間町字幸町の岡松直子氏の任命の同意について議会へ提案され、同意が得られましたので、報告させていただきます。 岡松氏は、昭和51年8月13日生まれの満49歳であります。麻布大学獣医学部獣医学科を卒業され、今までに動物病院や共済組合家畜診療所等において勤務され、現在は、森永乳業でパートをされながら、旦那様の会社で働いておられます。また中学生・高校生・大学生のお子様が3名いらっしゃいます。 任命月日は、令和7年10月14日からの4年間となります。 以上です。

佐呂間町教育委員会 議事録

42	鈴木教育長	その他は以上となります。 それでは、市村委員におかれましては、最後の教育委員会議となるかと思いますので、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。 よろしくお願いします。
43	市村委員	それでは、皆様のお時間をいただきまして、ご挨拶させていただきます。 教育委員として、2期8年間、皆様には大変お世話になりました。ありがとうございます。 8年間をちょっと振り返ってみて、印象深かったことは色々あるのですが、生徒一人一台のタブレットが配布されたことや、電子黒板が入ったり、佐呂間高校の就学補助なども、本当に色々あります。個人的には、その中でも一番印象に残っているのは、小中学校にエアコンが入ったことです。 就任してすぐに教育委員になってすぐにそういうことが実現したこともありますが、北海道の公立学校にエアコンが入るっていうことがあるんだと、すごく先進的で柔軟な教育委員会だと感じたことが、今でも思い出せます。
44	市村委員	他にもありますが、他に特に印象的であったことは、コロナ禍のことです。 職員の皆さんも、図書館、スター等の施設運営も、本当にご苦労されたと思います。教育委員としても、町民の一人としても、本当に感謝申し上げます。 教育委員会の業務は、本当に多岐にわたっていて大変だと思うのですが、これからも教育長はじめ、職員の皆様、委員の皆様、体にお気をつけて、これからさらなる活躍を楽しみにしております。 ありがとうございました。
45	鈴木教育長	ありがとうございました。 その他、皆さんから何かございませんか。
46	委員全員	ありません。
47	鈴木教育長	ありがとうございます。 以上で案件が全て終了いたしました。 これにて第8回教育委員会を終了いたします。 皆様、大変お疲れ様でした。
48	終了	終了15：00